

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

次のとおり本市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

1 郵便局の名称

東淀川井高野郵便局

2 取扱事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第1号に掲げる事務のうち、戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（東淀川区に本籍を有する者で当該戸籍に記載されているものに対するものに限る。）又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍記録事項証明書」という。）の交付（当該戸籍に記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は戸籍記録事項証明書の引渡し
 - (2) 法第2条第3号に掲げる事務
 - (3) 法第2条第4号に掲げる事務（磁気ディスクをもって調製されていない戸籍の附票の写しの交付に係るものにあつては、東淀川区に本籍を有する者に対する交付に係るものに限る。）
 - (4) 法第2条第5号に掲げる事務のうち、印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証（印鑑登録証として利用されている住民基本台帳カードを除く。）の交付を受けている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し
- ### 3 取扱期間
- 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

平成28年 9 月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市の特定の事務を取り扱う郵便局として東淀川井高野郵便局を引き続き指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抄）

（郵便局の指定等）

第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

(1) - (4) 省 略

2 省 略

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 - 5 省 略